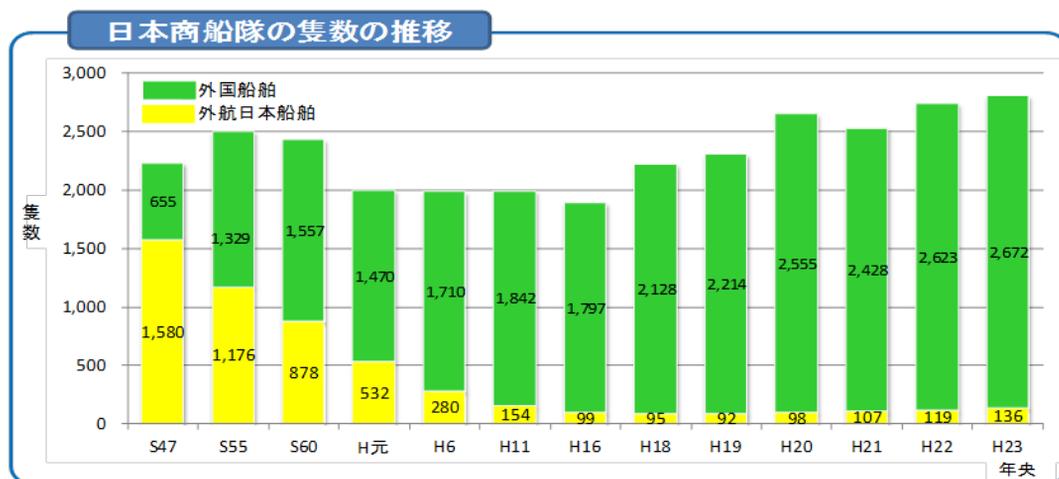


●海上運送法の一部を改正する法律案

我が国の外航船社による安定的な国際海上輸送の確保を一層推進するため、あらかじめ、我が国外航船社が運航する外国船舶のうち、航海命令に際し日本船舶に転籍して確実にかつ速やかに航行することが可能なものを準日本船舶として認定することとし、当該準日本船舶が日本船舶に転籍するために必要となるトン数の測度(国による船舶の大きさの測定)に関する手続の特例等を定める。

- 背景**
- 東日本大震災や原発事故を契機として、厳しい国際競争にさらされている日本商船隊による安定輸送・経済安全保障の確立の重要性がより明確化。
(外国船社の日本寄港の忌避、外国政府の一定海域の回避勧告等)
 - 日本船舶の増加ペースアップを図るとともに、日本船舶を補完するものとして一定の外国船舶を確保することにより、早期に安定輸送・経済安全保障の確立を達成することが必要。
 - 税制改正関連(トン数標準税制の拡充)



概要

準日本船舶の認定制度の創設

国土交通大臣は、外航船社が運航する日本船舶以外の船舶で、その海外子会社が所有するもののうち、以下の要件を満たす船舶を準日本船舶として認定

認定要件

- 1) 外航船社と海外子会社との間において、航海命令が発せられた場合に海外子会社が当該船社に船舶を譲渡することを内容とする契約を締結しており、これが確実に履行可能であると認められること
- 2) その他航海命令による航海に確実にかつ速やかに従事させるため必要となる一定の要件を満たすこと

→航海命令による航海に確実にかつ速やかに従事できる船舶の確保

船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の特例

準日本船舶のトン数の測度は認定時にあらかじめ行うこととし、外航船社が、準日本船舶を海外子会社から譲り受ける場合については、船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律に基づくトン数の測度を行ったものとみなす。

→日本船舶に国籍を変更するための手続が迅速化

航海命令に際して日本船舶として確実にかつ速やかに航行することが可能な準日本船舶が確保され、我が国における安定的な国際海上輸送の確保が一層促進される。